
企業の脱炭素化の取組の促進について
(算定・報告・公表制度等)

2020年11月

第1回検討会における関連意見

- ESG金融の拡大に伴い企業情報の開示が進む中、算定・報告・公表制度のデータが公表まで2年かかると活用しにくい。
- 算定・報告・公表制度では業種別・企業別のデータが公表されているが、地域の正確な排出量把握等のためにも、事業所単位の情報のオープンデータ化が必要ではないか。
- 事業者の排出削減努力を評価する上で、一時点の排出量だけでなく、削減量の推移や削減取組について評価する視点が必要ではないか。
- 企業の負担感を減らしつつ、国際的な動向も踏まえ、投資家の目線で必要な情報を提供できる仕組みが必要ではないか。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事業者に対する取組は、地域によって多様な状況にあるため、現代のニーズを踏まえ、業務範囲を見直すべきではないか。

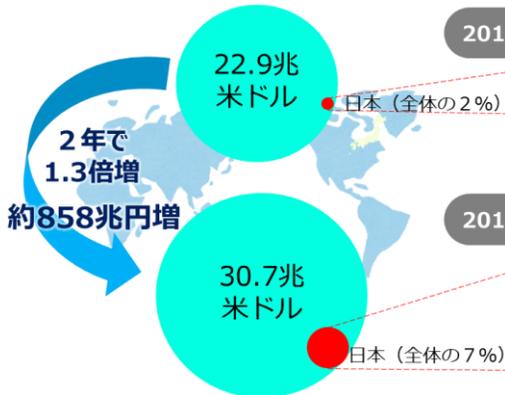
- 
1. ESG金融・脱炭素経営の動向
 2. 算定・報告・公表制度の現状
 3. 地球温暖化防止活動推進センターにおける取組事例

- 
- 1. ESG金融・脱炭素経営の動向**
 - 2. 算定・報告・公表制度の現状**
 - 3. 地球温暖化防止活動推進センターにおける取組事例**

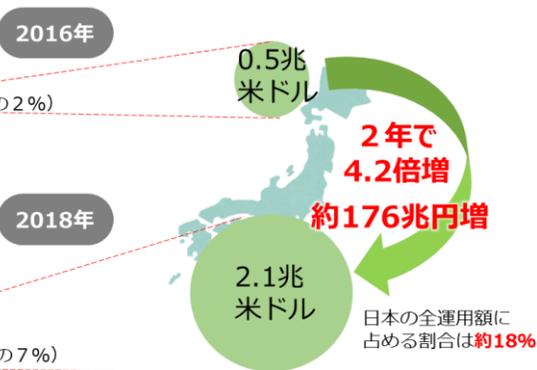
ESG金融の国際的な広がり

◆ ESG投資市場は大幅に拡大

世界のESG市場の拡大



日本のESG市場の拡大



(出典) NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム公表資料より環境省作成

◆ ESG投資家が増加



国連責任投資原則 (PRI) 署名機関等の推移

PRI Signatory growth



(資産運用残高: 兆ドル)

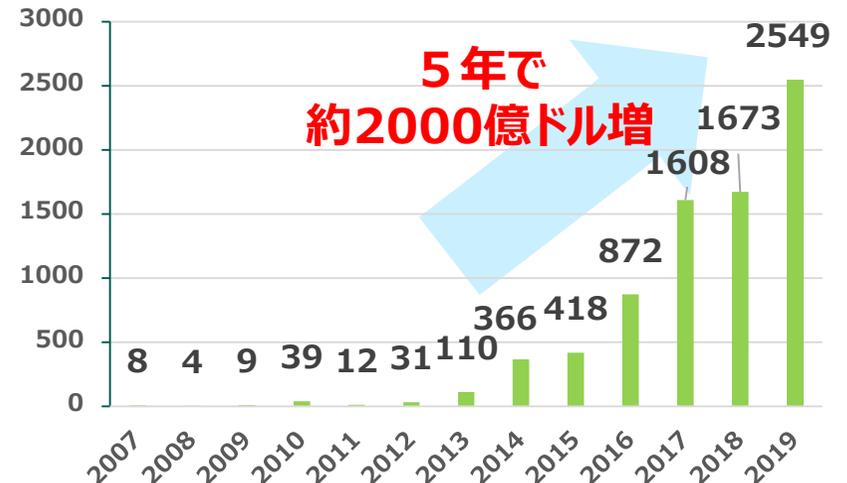
(出典) PRI HP

◆ 化石燃料からのダイベストメントの増加



(出典) DivestInvest HP

◆ グリーンボンドの発行増加



(出典) Climate Bonds Initiative HPのデータより環境省作成

ESG金融ハイレベル・パネル

- **ESG金融懇談会提言**（2018年7月取りまとめ）を踏まえ、各業界トップと国が連携し、**ESG金融に関する意識と取組を上げていくための議論を行い、行動をする場**として、2019年2月末にESG金融ハイレベル・パネルを設置。提言に基づく**取組状況の定期的なフォローアップ**を行う。

委員等（2020年3月 第2回開催時点）

<直接金融>

- ・大場 昭義 （一社）日本投資顧問業協会 会長
- ・金杉 恭三 （一社）日本損害保険協会 会長、あいおいニッセイ同和損害保険（株）代表取締役社長
- ・清水 博 （一社）生命保険協会 会長、日本生命保険相互会社 代表取締役社長
- ・鈴木 茂晴 日本証券業協会 会長
- ・松谷 博司 （一社）投資信託協会 会長
- ・宮原 幸一郎 （株）東京証券取引所 代表取締役社長

<間接金融>

- ・笹島 律夫 （一社）全国地方銀行協会 会長、（株）常陽銀行 取締役頭取
- ・佐藤 浩二 （一社）全国信用金庫協会 会長、多摩信用金庫 会長
- ・高島 誠 （一社）全国銀行協会 会長、（株）三井住友銀行 頭取CEO
- ・田中 一穂 日本政策金融公庫 総裁
- ・藤原 一郎 （一社）第二地方銀行協会 会長、（株）名古屋銀行 取締役頭取
- ・牧野 光朗 飯田市長
- ・山根 英一郎 （株）日本政策投資銀行 取締役常務執行役員
- ・渡邊 武 （一社）全国信用組合中央協会 会長、茨城県信用組合 理事長

<有識者>

- ・大塚 直 早稲田大学法学部 教授
- ・翁 百合 （株）日本総合研究所 理事長
- ・北川 哲雄 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 名誉教授
- ・末吉 竹二郎 国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）特別顧問
- ・高村 ゆかり 東京大学未来ビジョン研究センター 教授
- ・多胡 秀人 （一社）地域の魅力研究所 代表理事
- ・玉木 林太郎 （公財）国際金融情報センター 理事長（OECD前事務次長）
- ・中曾 宏 （株）大和総研 理事長
- ・水口 剛 高崎経済大学副学長、同大学経済学部 教授
- ・森 俊彦 （一社）日本金融人材育成協会 会長

<オブザーバー>

- ・内閣府
- ・財務省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・金融庁
- ・日本銀行
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・（公社）経済同友会
- ・企業年金連合会
- ・21世紀金融行動原則



ESG金融促進のための環境省主要施策

- **ESG要素を考慮した資金の流れをさらに大きくし、ESG投融資を通じてインパクトを生み出すよう、ESG金融を促進**する。これにより、2℃目標やSDGsの達成に向けたビジネス・グリーンプロジェクトに資金が集まるような金融メカニズムを構築し、環境と成長の好循環を実現する。

1 金融セクターのESGへのコミットとESG情報開示に基づく対話の促進

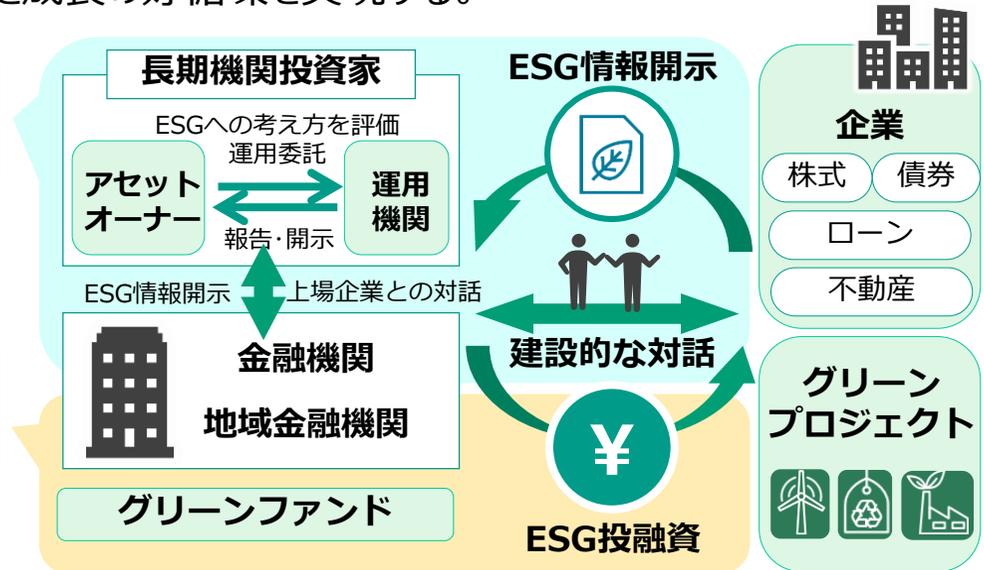
- PRI・PRBで求められるESG方針設定支援
- TCFD、ESG情報開示の促進
- プラスチック問題等に関する対話の促進

2 地域課題解決を支えるESG地域金融の実践

- ESG地域金融実践ガイドや促進事業等を通じたESG地域金融の普及展開
- グリーンファンド、利子補給による支援

3 ポジティブなインパクトを狙った投融資の拡大

- インパクト重視の金融商品をガイドライン整備や補助事業により支援
グリーンボンド / グリーンローン
サステナビリティ・リンク・ローン など
- ポジティブインパクトファイナンス普及



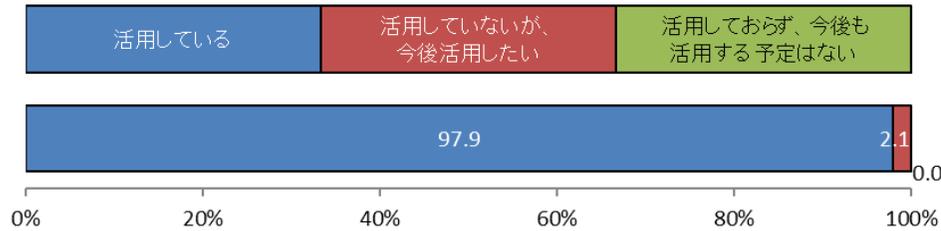
ESG金融の資金の流れの拡大と質の進化



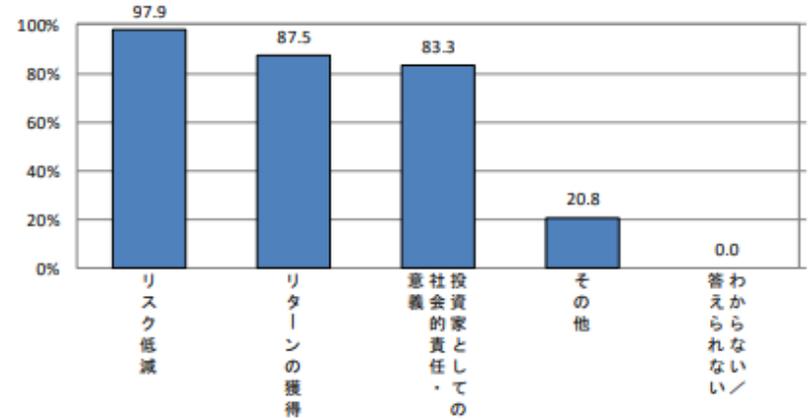
(参考) 運用機関におけるESG情報の活用状況等

- 経済産業省が2019年12月に行った投資家へのアンケート調査※によると、回答した投資家のうち**95%以上がESG情報を投資判断やエンゲージメントに活用**。※国内外主要運用機関63社が対象、48社が回答
- ESGを活用する全運用機関が**活用目的を「リスク低減」と回答**。他、「リターンの獲得」、「社会的責任・意義」も重視。
- ESGを投資判断等において考慮する上で**85.4%の運用機関が「企業のESGに関する情報開示が不十分」と回答**。
- 日本企業のTCFD賛同数は増加する一方、**80%以上の運用機関が、TCFD開示の実施・開示内容の充実が必要と認識**。

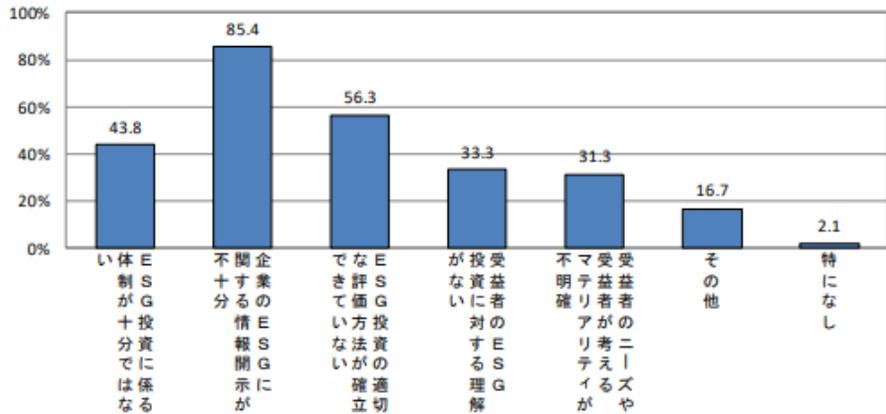
【投資判断へのESG情報の活用】



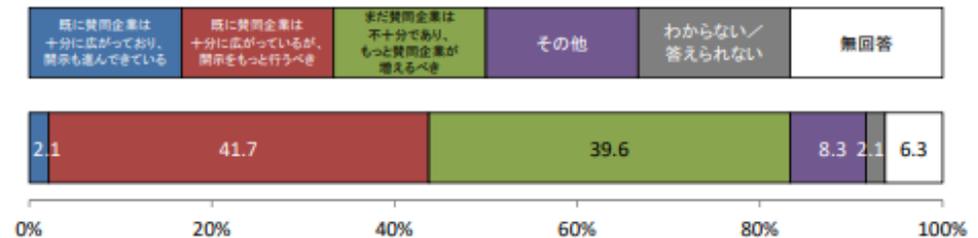
【投資判断へのESG情報の活用目的】



【ESGを考慮する上での障害】



【日本企業のTCFD賛同に対する評価】



脱炭素経営に向けた取組の広がり

- ESG金融の進展に伴い、グローバル企業を中心に、気候変動に対応した経営戦略の開示（TCFD）や脱炭素に向けた目標設定（SBT, RE100）が国際的に拡大。**投資家等への脱炭素経営の見える化を通じ、企業価値向上につながる。**
- さらに、こうした企業は、取引先（サプライヤー）にも目標設定や再エネ調達等を要請。**脱炭素経営が差別化・ビジネスチャンスの獲得に結びつく。**

TCFD

- 投資家等に適切な投資判断を促すために、気候関連財務情報開示を企業等へ促進することを目的とした民間主導のタスクフォース
- 金融安定理事会（FSB）の下に設置

SBT

- パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設定、実行を求める国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(CDP、WRI、Global Compact、WWF)が運営

RE100

- 企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
- 国際NGO(The Climate Group、CDP)が運営

国内企業の脱炭素経営への取組状況

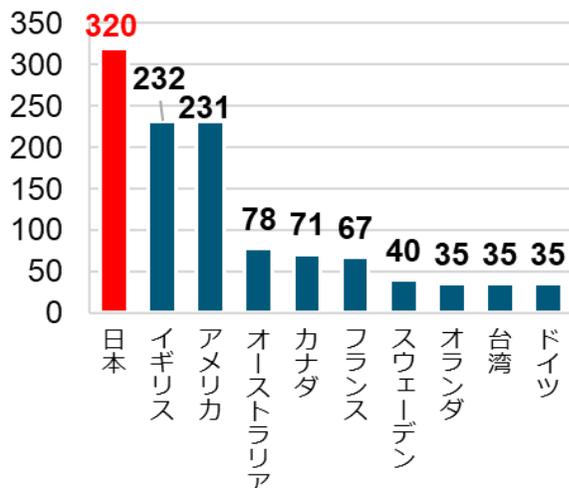
※2020年11月16日時点



TCFD

- 世界で1,541(うち日本で320機関)の金融機関、企業、政府等が賛同表明
- **世界第1位 (アジア第1位)**

TCFD賛同企業数
(上位10の国・地域)

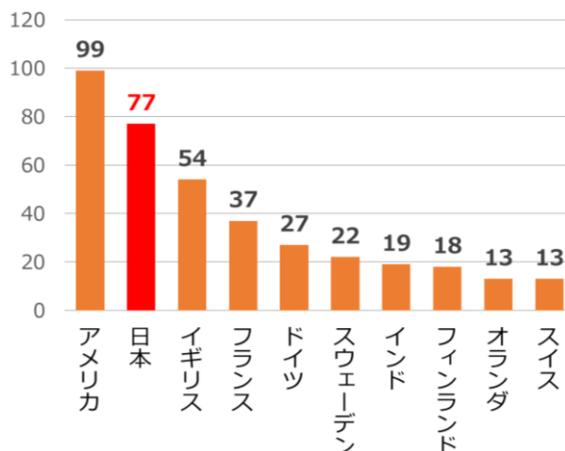


[出所]TCFDホームページ TCFD Supporters (<https://www.fsb-tcfd.org/tcf-supporters/>) より作成

SBT

- 認定企業数：世界で511社(うち日本企業は77社)
- **世界第2位 (アジア第1位)**

SBT国別認定企業数グラフ
(上位10カ国)

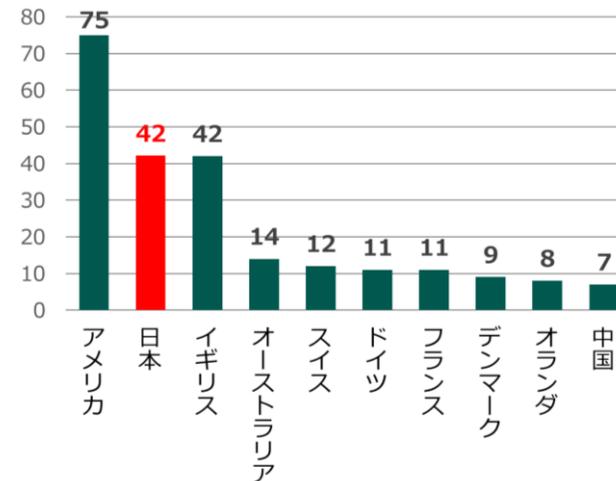


[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action (<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>) より作成。

RE100

- 参加企業数：世界で264社(うち日本企業は42社)
- **世界第2位 (アジア第1位)**

RE100に参加している国別企業数グラフ
(上位10カ国)



[出所] RE100ホームページ (<http://there100.org/>) より作成。

TCFD、SBT、RE100のすべてに取り組んでいる企業一覧

- 建設業 : 積水ハウス(株) / 大東建託(株) / 大和ハウス工業(株) / 戸田建設(株) / (株)LIXILグループ / 住友林業(株)
- 食料品 : アサヒグループホールディングス(株) / (株)味の素(株)
- 電気機器 : コニカミノルタ(株) / ソニー(株) / パナソニック(株) / 富士通(株) / 富士フイルムホールディングス(株) / (株)リコー

- 化学 : 積水化学工業(株)
- 医薬品 : 小野薬品工業(株)
- その他製品 : (株)アシックス
- 情報・通信業 : (株)野村総合研究所
- 小売 : アスクル(株) / イオン(株) / J.フロント リテイリング(株) / (株)丸井グループ
- 不動産 : 三菱地所(株)

環境省における脱炭素経営の支援プログラム

- パリ協定を契機にESG金融の動きなどと相まって、**TCFD, SBT, RE100といった企業の脱炭素経営の取組が進展**。
- 環境省では、我が国企業による**脱炭素経営の取組を積極的に促進**。

気候変動リスク・チャンス を織り込む経営戦略の支援

- 企業の気候変動に関連するリスクやチャンスなどについてTCFDに沿った情報開示を目指す取組を支援
- 企業と投資の対話を支援するため、ESG対話プラットフォーム（環境情報開示基盤）を運営 等

野心的な脱炭素経営の 目標設定の支援

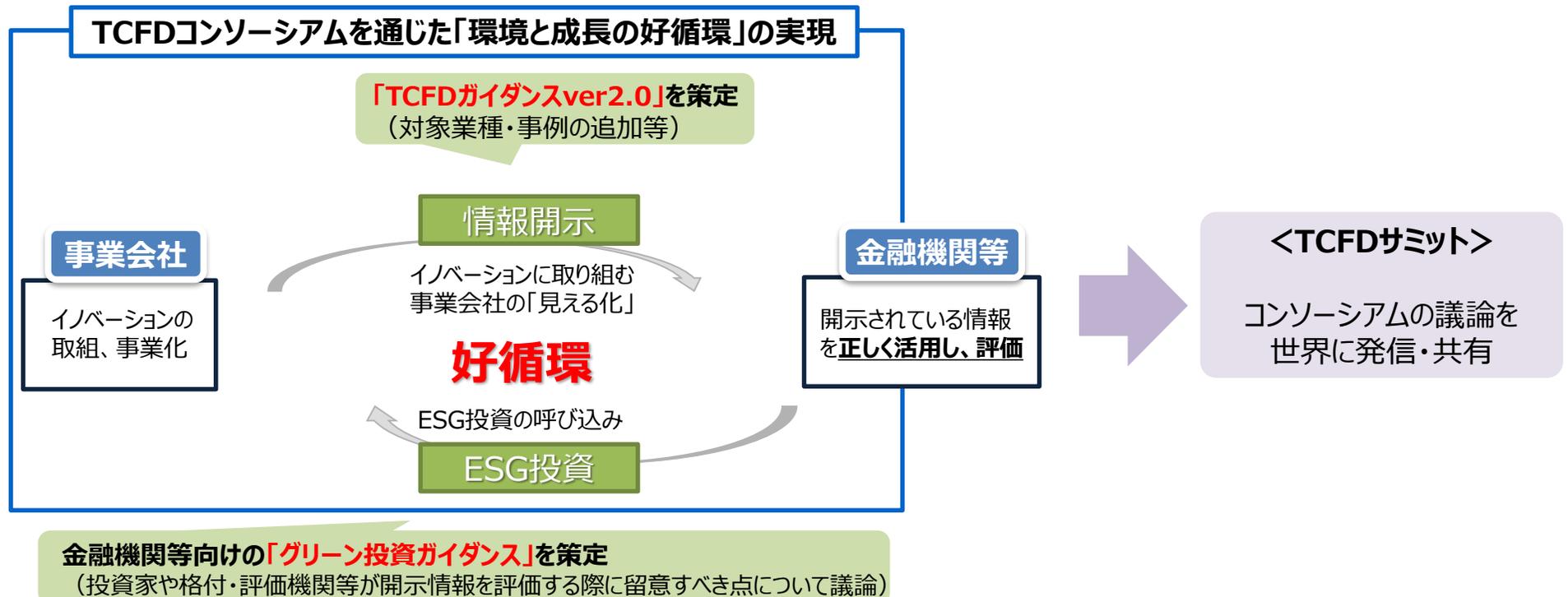
- SBT認定を目指す企業を対象に、説明会の開催や個社別コンサルティングを実施
- 中小企業に特化した中長期の削減目標設定やRE100に関する助言を実施 等

脱炭素に向けた 実践行動の支援

- SBT目標等の達成に向けた削減行動計画の策定を支援
- 脱炭素経営に取り組む企業と、それを支援する再エネ関連企業のネットワーク（脱炭素経営促進ネットワーク）の運営 等

(参考) TCFDコンソーシアムの概要

- パリ協定の目標達成のためには、企業のイノベーションの取組内容の積極的開示を進め、開示内容を金融機関等が適切に評価し、世界で膨らむESG資金が投入される**イノベーションとグリーンファイナンスの好循環メカニズム**の構築が必要。
- そのため、世界最多のTCFD賛同機関による「**TCFDコンソーシアム**」における産業界と金融界の対話を通じて、
 - (事業会社向け) 「**TCFDガイダンス**」のver2.0を策定 (2020年7月公表)
 - (金融機関等向け) 事業会社の開示情報を評価する際のポイントを解説した「**グリーン投資ガイダンス**」を策定
- 世界の事業会社と金融機関が集まる場として「**TCFDサミット**」を開催、上記の取り組みを**世界に発信・共有**。



(参考) TCFDを中心とした気候関連情報開示の収斂の動き

- TCFD提言の公表以降、気候関連情報開示に関する複数のイニシアティブ（CDP、SASB、GRI等）において、TCFD提言との整合性をはかる動きがみられる。
 - ✓ CDPは2018年以降、気候変動の質問書をTCFD提言と整合する方向で改訂。
 - ✓ SASBはCDSB※と共同で、SASBの具体的開示基準を活用して、TCFD提言に沿った情報開示を行うための手引き（「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）実務ガイド」）を発行。※気候変動開示基準委員会。気候変動関連情報開示標準化の国際イニシアチブ。
 - ✓ GRIもTCFD提言の開示推奨4項目との対応状況についての解説を行っている（TCFD提言の「戦略のレジリエンス」の記述以外の項目については全て対応している）

TCFD提言の開示項目とCDP質問書（2018年）の対応状況

開示要素	開示推奨内容	CDP2018 質問番号
ガバナンス	気候変動のリスクと機会に関する企業のガバナンスを開示する。	C1.1b
	気候変動のリスクと機会に関する企業の取締役会の監督体制を説明する。 気候変動のリスクと機会の評価や管理における経営層の役割を説明する。	C1.2, 1.2a
戦略	企業の事業や戦略、財務計画にとって現在および将来に影響をおよぼす可能性のある気候変動のリスクと機会について、それがマテリアルである場合、開示する。	C2.1, 2.2b, 2.3, 2.3a, 2.4, 2.4a
	企業の事業や戦略、財務計画への気候変動のリスクと機会の影響を説明する。	C2.5, 2.6, 3.1, 3.1c
	気温上昇が2°Cやそれを下回るような、さまざまな気候関連シナリオを考慮し、企業の戦略のレジリエンスを説明する。	C3.1a, 3.1d
リスク管理	企業がどのように気候変動のリスクを特定、評価、管理しているかを開示する。	C2.2b, 2.2c
	企業が気候変動のリスクを特定し、評価するプロセスを説明する。	C2.2c, 2.2d
	企業が気候変動のリスクを管理するプロセスを説明する。 気候変動のリスクを特定、評価、管理するプロセスが、どのように企業全体のリスク管理に統合されているかを説明する。	C2.2
指標と目標	企業が自社の戦略やリスク管理プロセスに即して、気候変動のリスクや機会を評価する際に用いる指標を開示する。	C4.2
	気候変動のリスクと機会がマテリアルである場合、それらを評価し管理するための指標と目標を開示する。	C6.1, 6.3, 6.5
	スコープ1、2排出量および、該当する場合にはスコープ3排出量と、関連するリスクを説明する。 気候変動のリスクや機会を管理するために設定している目標と、その目標に対する実績を説明する。	C4.1, 4.1a, 4.1b

出所) CDP「CDP 気候変動 レポート 2018 : 日本版」2019年5月

TCFD提言の開示項目とGRIの対応状況（ガバナンスの例）

Governance	GRI	Disclosure
a. Describe the board's oversight of climate-related risks and opportunities.	GRI 102-18	Disclosure 102-18 - Governance structure a. Governance structure of the organisation, including committees of the highest governance body. b. Committees responsible for decision-making on economic, environmental, and social topics.
	GRI 102-19	Disclosure 102-19 - Delegating authority a. Process for delegating authority for economic, environmental, and social topics from the highest governance body to senior executives and other employees.
	GRI 102-20	Disclosure 102-20 - Executive-level responsibility for economic, environmental, and social topics a. Whether the organisation has appointed an executive-level position or positions with responsibility for economic, environmental, and social topics. b. Whether post holders report directly to the highest governance body.
	GRI 102-26	Disclosure 102-26 - Role of highest governance body in setting purpose, values, and strategy a. Highest governance body's and senior executives' roles in the development, approval, and updating of the organisation's purpose, value or mission statements, strategies, policies, and goals related to economic, environmental, and social topics.
	GRI 102-27	Disclosure 102-27 - Collective knowledge of highest governance body a. Measures taken to develop and enhance the highest governance body's collective knowledge of economic, environmental, and social topics.
	GRI 102-29	Disclosure 102-29 - Identifying and managing economic, environmental, and social impacts a. Highest governance body's role in identifying and managing economic, environmental, and social topics and their impacts, risks, and opportunities - including its role in the implementation of due diligence processes. b. Whether stakeholder consultation is used to support the highest governance body's identification and management of economic, environmental, and social topics and their impacts, risks, and opportunities.
	GRI 102-31	Disclosure 102-31 - Review of economic, environmental, and social topics a. Frequency of the highest governance body's review of economic, environmental, and social topics and their impacts, risks, and opportunities.
	GRI 102-32	Disclosure 102-32 - Highest governance body's role in sustainability reporting a. The highest committee or position that formally reviews and approves the organisation's sustainability report and ensures that all material topics are covered.

出所) GRI, "How to report the TCFD recommendations using the GRI Standards", 30 September 2019

- 
1. ESG金融・脱炭素経営の動向
 2. 算定・報告・公表制度の現状
 3. 地球温暖化防止活動推進センターにおける取組事例

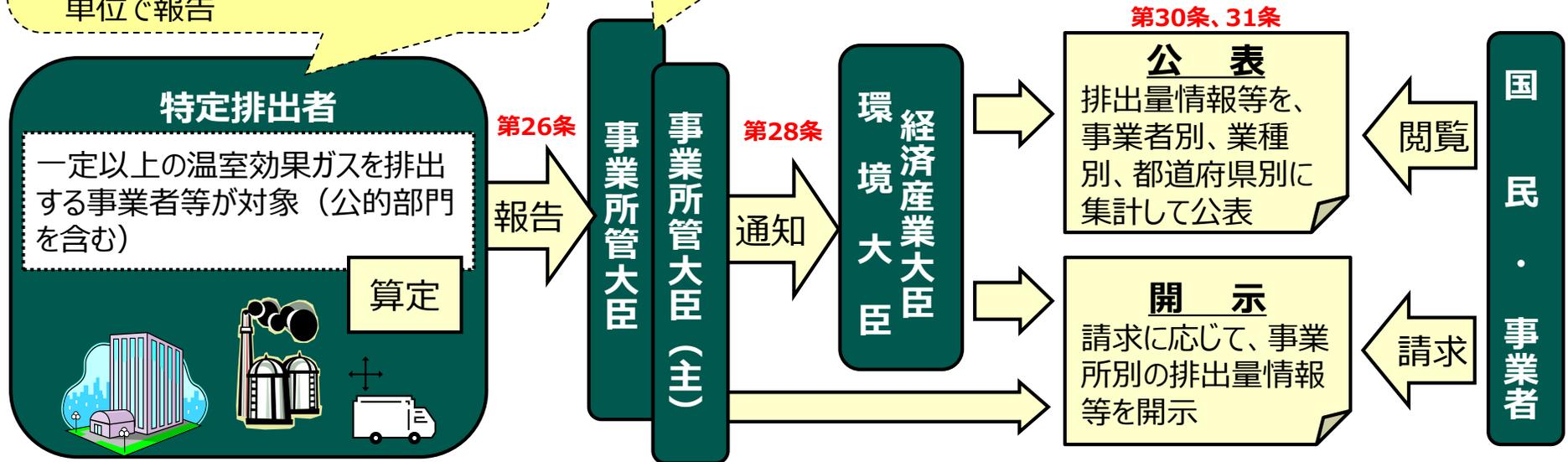
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について①

- 地球温暖化対策推進法第26条等に基づき、温室効果ガスを多量※に排出する事業者に、自らの温室効果ガス排出量を算定し、国に報告することを義務付ける制度。 ※年間3,000t-CO₂（原油換算1,500kl）以上
- 事業者自らが排出量を算定することによる、自主的取組のための基盤整備、情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を目的とする。

① 対象となる者（特定排出者）は、自らの排出量を算定し、毎年7月末まで（輸送事業者は6月末まで）に、前年度の排出量情報を事業者単位で報告

② 主たる事業所管大臣は報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知

③ 通知された情報は環境大臣・経済産業大臣によって集計され、国民に対して公表、開示される



※ 排出量の増減理由等の関連情報も併せて報告することが可能

第32条

※ 排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れがあると
思料される場合は権利利益の保護を請求することが可能

第27条

※ 報告義務違反、虚偽の報告に対しては罰則

第68条

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について②

<排出量以外の情報についての任意報告>

- 一定以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、温室効果ガス排出量等の報告を義務づけているほか、公表・開示される情報に対する理解の増進のため、排出量の報告にあわせて、**報告した排出量の増減の状況に関する情報や、排出削減取組等の関連情報について、事業者単位・事業所単位で提出することができる。**

<任意報告事項>

- ① 報告された排出量の増減の状況に関する情報（増減の状況、理由、増減の状況についての排出者自身の評価 等）
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報（把握している排出量に係る排出原単位の増減の状況 等）
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
（事業所又は事業者単位での省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の排出削減に寄与する取組 等）
- ④ 温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報（算定方法の詳細 等）
- ⑤ その他の情報（吸収作用の保全強化措置、クレジット・再エネ証書購入量・サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の情報 等）

<報告された情報の取り扱い（公表・開示）>

- 事業者から提出された情報は、制度所管省庁において集計し、**事業者の排出量等の情報については公表し、事業所の排出量等の情報については、開示請求に応じて開示**を行う。

<公表情報>

- ① 事業者ごとの温室効果ガス別排出量
- ② 業種ごとの温室効果ガス別排出量
- ③ 都道府県ごとの温室効果ガス別排出量
- ④ 事業者単位の関連情報 等

<開示情報>

- ① 事業者に関する情報（所在地、業種等）
- ② 事業者ごとのクレジットによる削減量
- ③ 事業所に関する情報（所在地、業種等）
- ④ 事業所ごとの温室効果ガス別排出量
- ⑤ 事業所単位の関連情報 等

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の施行状況

措置内容	取組状況
報告状況	<ul style="list-style-type: none"> 12,354の事業者、1,336の輸送事業者から報告（平成28年度実績）
関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 36の事業者（事業者全体の約0.3%）、67の事業所が、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報や排出量の削減に関し実施した措置に関する情報等の関連情報を提供（平成28年度実績）
公表	<ul style="list-style-type: none"> 事業所管大臣からの通知後、制度所管大臣（経済産業大臣・環境大臣）において集計を行い、環境省ウェブサイトにおいて公表。 最新の公表は、令和元年3月に平成28年度排出量を公表。報告から公表まで2年以上要している。 電子報告も実施しているが、利用率は令和2年度で約36%（令和元年度は約21%）。 また公表結果（平成28年度データ）に関するアクセス数は、公表から7か月間で約7,000件（平成27年度データへのアクセス数は、累計約19,000件）
開示請求	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は、26者に対して事業者が報告した温室効果ガスの排出量等に関する情報（事業所別排出量等）を開示。（平成30年度は、55者に対して開示）
権利利益保護請求	<ul style="list-style-type: none"> 直近では請求が認められた事例はない。

<これまでの見直し状況>

- 平成20年：報告単位を事業所単位から事業者単位に変更（省エネ法の改正と連動）
- 平成25年：温室効果ガスの種類として三フッ化窒素（NF3）を追加。

<施行状況のポイント>

- 製造業を中心に、日本の排出量の50%以上をカバーしている。一方、インベントリと比較した際の排出量のカバー率は、部門及びガス毎にばらつきがある。
- 排出量以外の関連情報の提供はほとんど行われていない。
- 報告から公表まで2年以上要しており、情報のタイムラグが生じている。電子報告の活用率は36%程度にとどまっている。
- 権利利益保護請求は近年認められていない。

昨年度施行状況検討会における指摘事項（算定・報告・公表制度）

（迅速な公表、集計結果の活用）

- ESG投資の流れを踏まえ、集計結果を投資家等が効果的に活用することが重要。一方、公表まで2年のタイムラグが生じるのは問題であり、公表の遅れに対応すべき。
- 算定・報告・公表制度（以下「SHK」）は、正確性、継続性が優れている。SHKの仕組みを金融市場の動向に対応させ、金融サイドへの働きかけのツールとなれば実効性のある制度となる。
- データ取得を容易にするため、事業所別排出量情報は公表データとする方向で検討していただきたい。

（バウンダリの拡大、国際的な算定方法との相違）

- Scope3排出量の情報開示への要請が強まっていることを踏まえ、投資家の活用を促すため、企業の負担にも考慮しつつ、Scope3の情報提供がされる仕組みが必要ではないか。
- TCFD等の情報開示のプレッシャーは金融機関にもかかっており、金融機関におけるScope3排出量（資金供給先の排出量）の開示が求められている。
- GHGプロトコルとSHKの算定方法が異なることは報告・活用の両面での阻害要因となる。国内の企業活動に対する評価だけでなくグローバルな企業活動もESG投資では評価されるようになり、評価バウンダリの変化や現行算定方法では評価が難しい水素の普及といった構造変化を温対法でどう捉えていくのか検討する必要がある。

（電気に関する取扱いについて（Scope2））

- 自由化に伴い電力会社を選べるようになるなど構造が大きく変化している。供給側・需要側双方の意見、国内外の動向を踏まえ、電力・排出係数の在り方について整理が必要である。
- 再エネ電力を利用している企業に報告の負荷軽減や、再エネを積極的に利用する企業名の公表等の再エネ活用に対するインセンティブが必要。

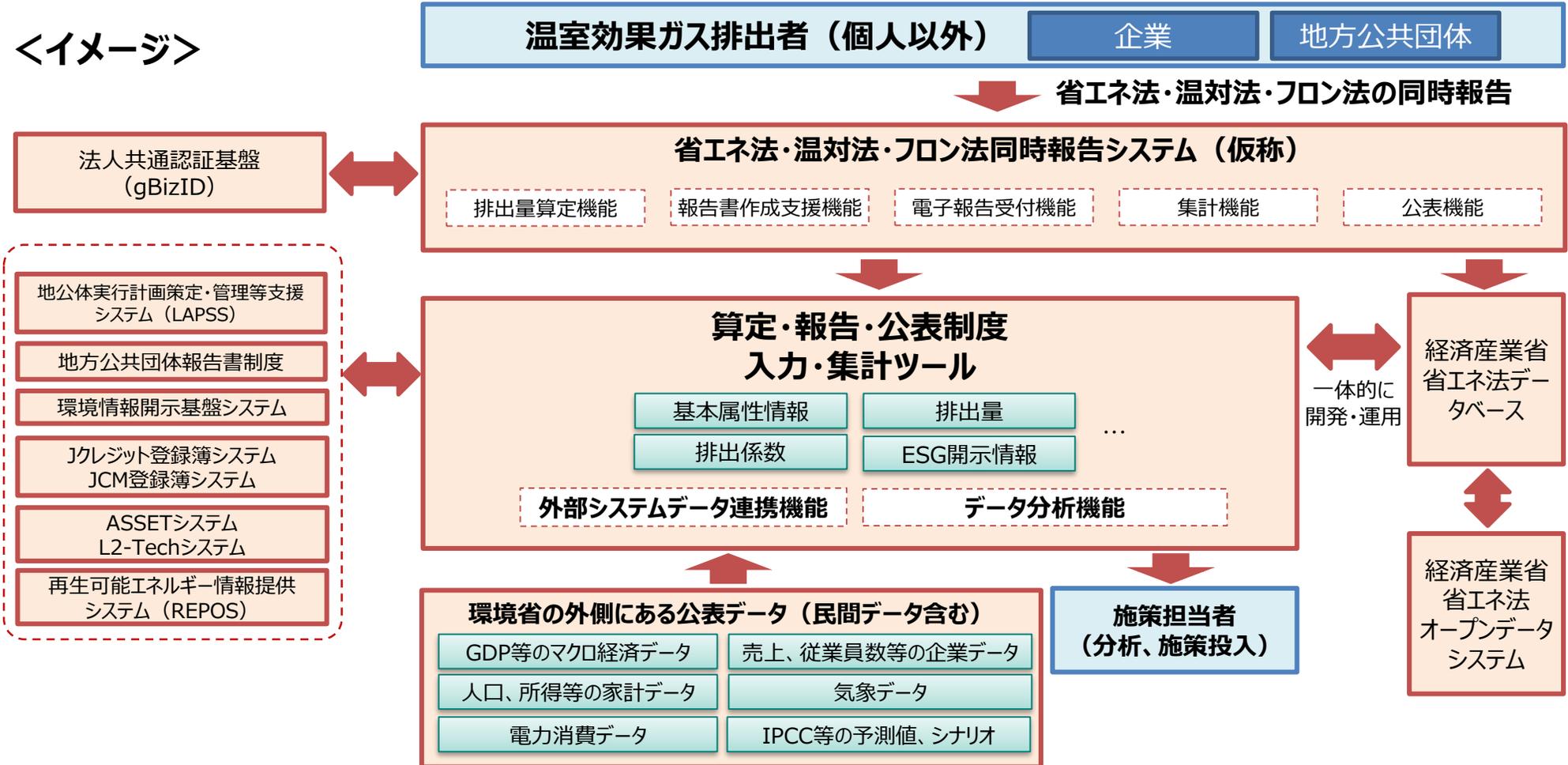
（事業者負担の軽減、関連制度との統合について）

- 類似の報告制度への対応が非常に負担であるという声が多いことを踏まえ、類似制度との融合、共通プラットフォームの設置（デジタルガバメントの推進）が重要。

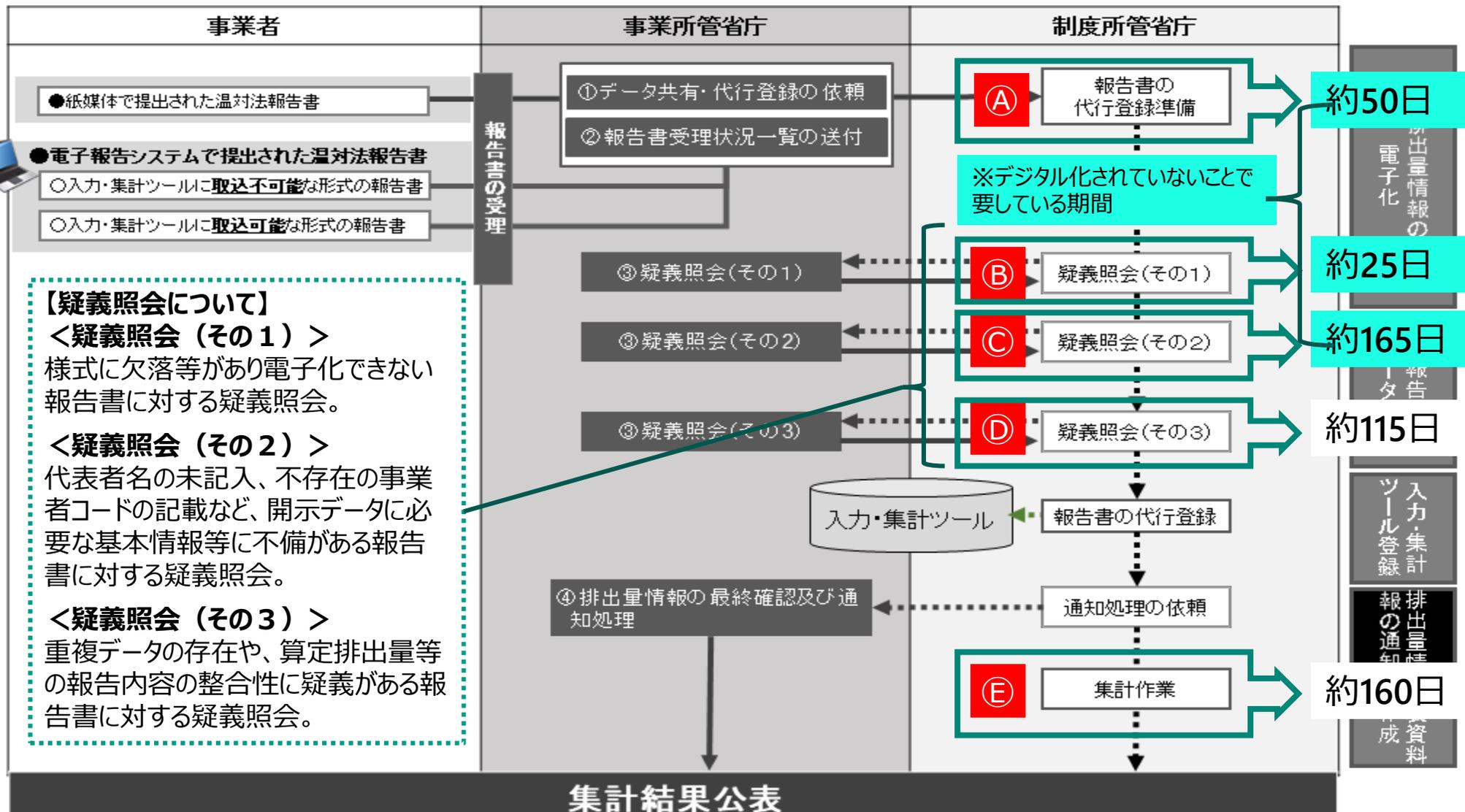
(参考) 算定・報告・公表制度におけるデジタル化の推進

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関するシステム機能を中心として、地方公共団体実行計画の管理システムや他の制度との連携機能を持つ、温室効果ガス排出量管理の統合プラットフォームとして機能する、新システムの構築を現在推進中。

<イメージ>



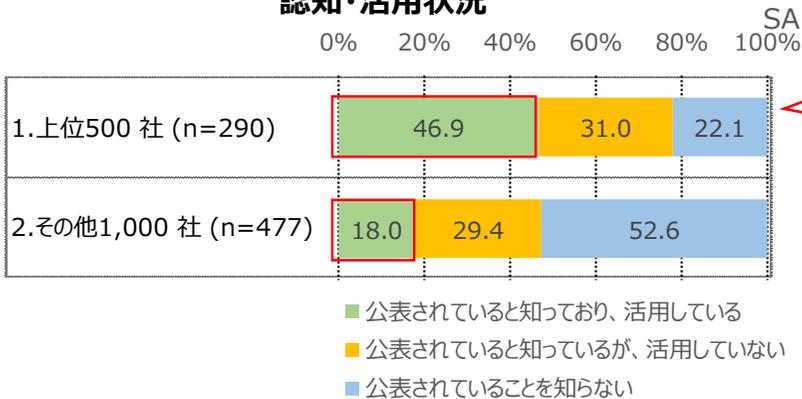
(参考) 報告書の提出から集計結果公表までの流れ



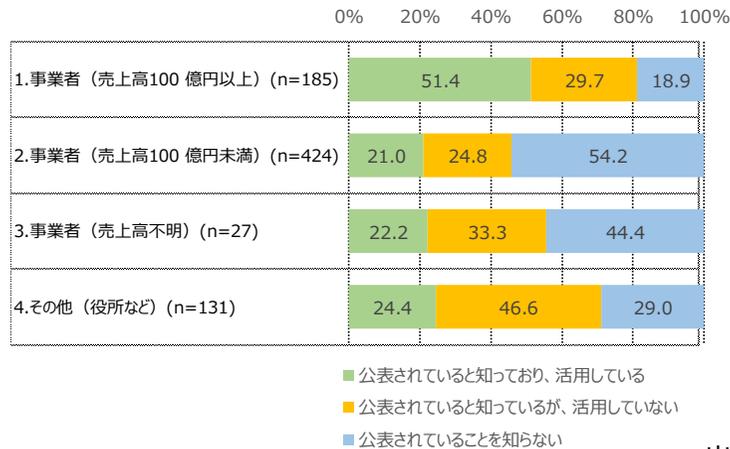
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の活用について（事業者）

- 算定・報告・公表性制度の事業者の活用状況等を把握する目的で、同制度の報告対象のうち1,500社（2015年度排出量上位500社(以下「上位500社」)、無作為抽出1,000社(以下「その他1,000社」) に対してアンケートを実施。
- 制度の活用方法については、**他社排出量との比較・自社の相対的な位置を確認するための活用**が最も多い。

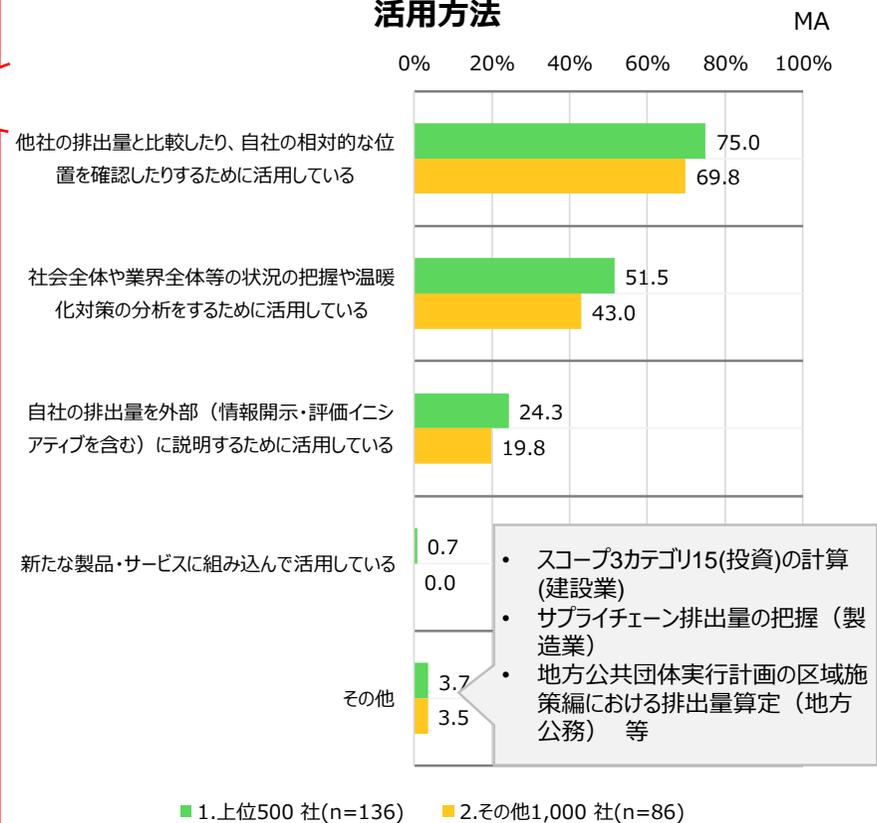
算定・報告・公表制度の集計結果公表の
認知・活用状況



【参考】事業者規模別の認知・活用状況



算定・報告・公表制度の集計結果公表の
活用方法

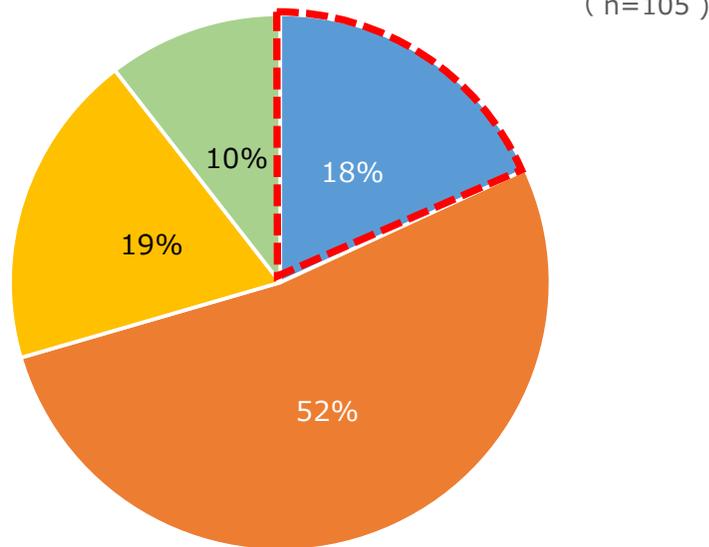


温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の活用について（自治体）

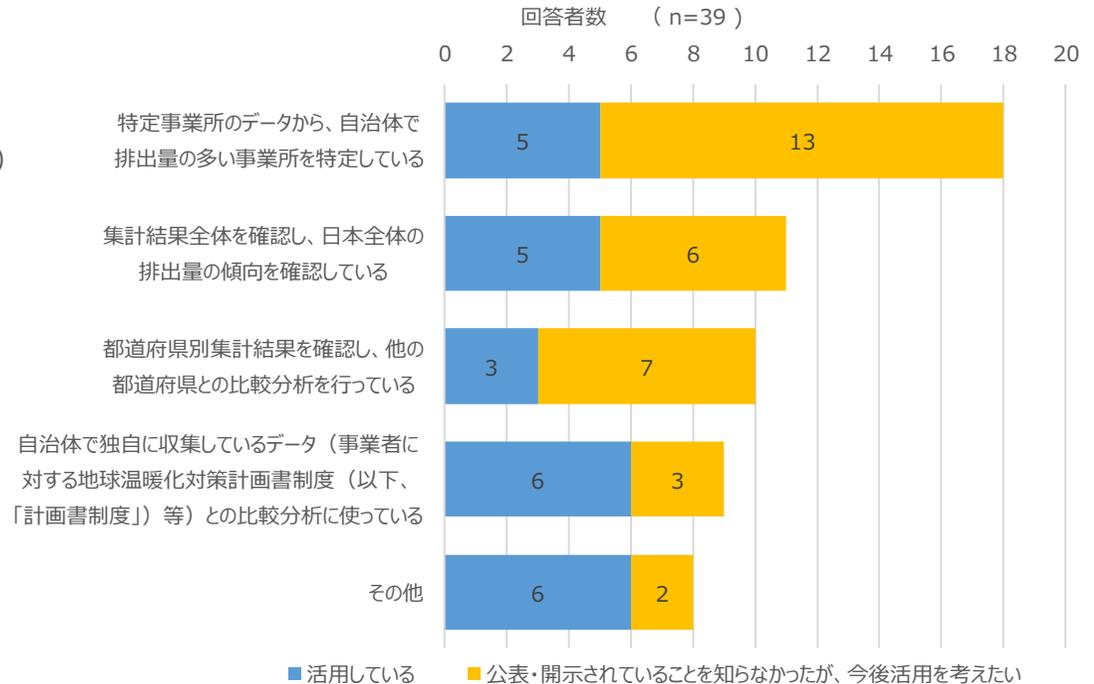
- 算定・報告・公表性制度の自治体の活用状況等を把握する目的で、ゼロカーボンシティ宣言自治体（10月1日時点で157自治体、うち都道府県が22、市区町村が135）に対してアンケート実施。
- この結果によると、現状で温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の**集計結果を活用している自治体は2割弱**であった。
- 一方で、**排出量の多い事業所の特定、他自治体との比較分析等の活用意向**を示す自治体が一定数存在した。

自治体における集計結果の活用状況

- 活用している
- 公表・開示されていることは知っていたが、活用はしていない
- 公表・開示されていることを知らなかったが、今後活用を考えたい
- 公表・開示されていることは知らなかったし、今後も活用するつもりはない



自治体における集計結果の活用内容 (活用している / 活用を考えたい自治体)



(参考) 諸外国におけるGHG排出量報告制度について

- 温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表を求める制度について、日本と米国・EUを比較したところ、米国・EUともに汚染物質規制を背景とした国への義務的報告制度が存在し、事業所レベルでの排出量の公表を行っている。

	日本	米国	EU
制度名	算定・報告・公表制度	GHGRP Greenhouse Gas Reporting Program	E-PRTR European Pollutant Release and Transfer Register
報告単位	事業者 及び事業所※1	事業者 又は事業所※2	事業所
公表単位	事業者 (事業所データは開示請求により開示)	事業者 又は事業所	事業所

※1 事業者単位での報告にあわせて、温室効果ガスを一定量以上排出する事業所ごとの排出量等も報告。

※2 燃料・ガス供給業者及び燃料輸出入業者等は、事業者単位での報告。それ以外の事業者は、事業所単位での報告。

出所) 三菱総合研究所調査



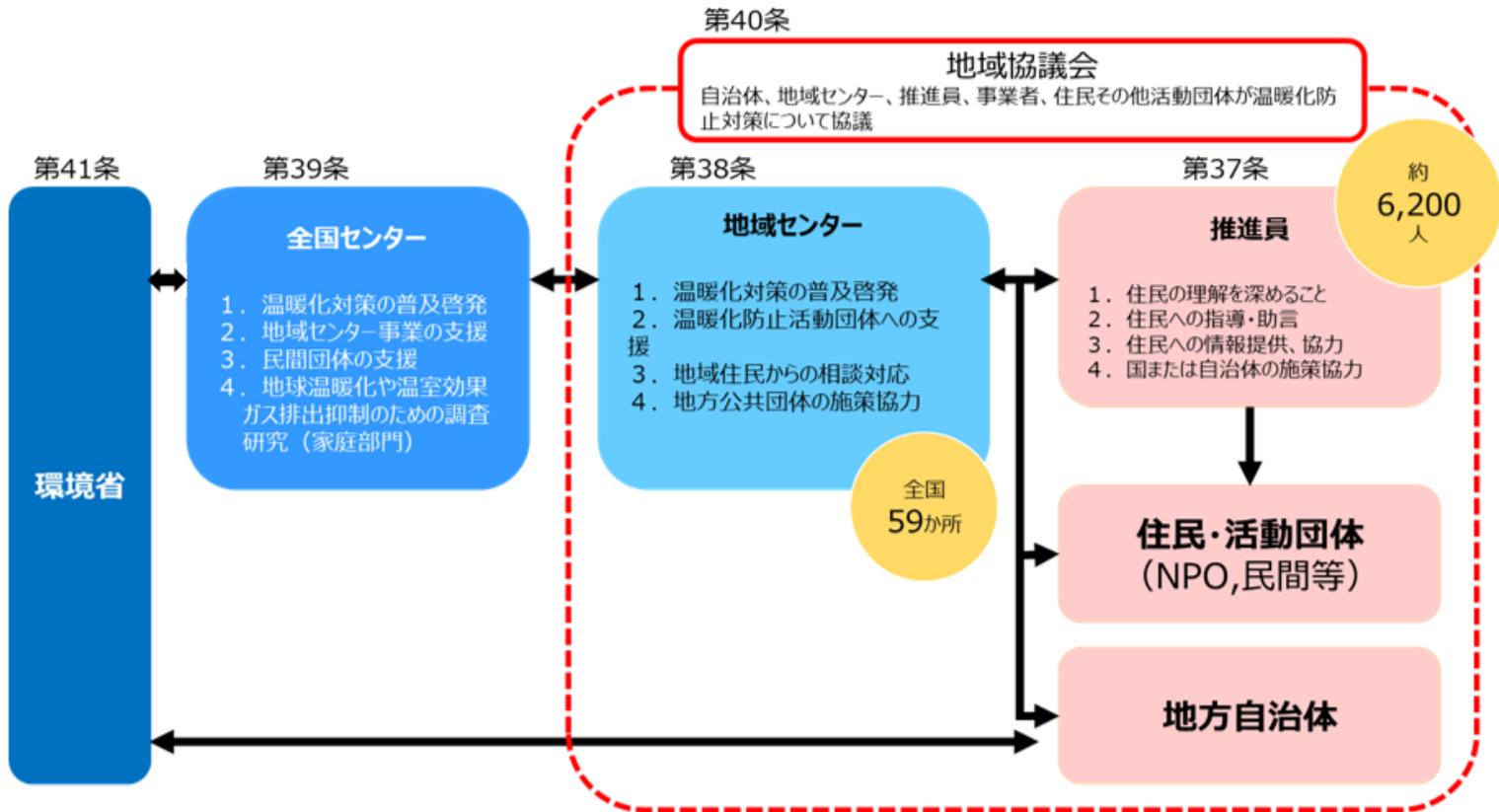
1. ESG金融・脱炭素経営の動向

2. 算定・報告・公表制度の現状

3. 地球温暖化防止活動推進センターにおける取組事例

地球温暖化防止活動の推進体制

- 地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止活動に関する普及体制として以下を設置。
 - ✓ 全国地球温暖化防止活動推進センター（39条）：環境大臣が指定
 - ✓ 地域地球温暖化防止活動推進センター（38条）：都道府県知事等が指定
 - ✓ 地球温暖化防止活動推進員（37条）：都道府県知事等が委嘱



地域の事業者への情報提供の状況（地域地球温暖化防止活動センター）

- 事業者向けの啓発・広報活動は、地域センターの業務として明確に法律上位置づけられておらず、各地域センターが任意で行っている。

（参考）地域センターが行う事業（地球温暖化対策推進法第38条）

- 一 温暖化対策の重要性に関する啓発活動及び広報活動、推進員及び推進を図るための活動を行う民間団体の活動支援
- 二 日常生活における温室効果ガスの排出抑制等のための措置について、照会や相談に応じ必要な助言を提供
- 三 前号に規定するほか、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、情報及び資料を分析
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民活動の促進、前号の規定による分析結果を、時宜に応じて提供
- 五 地方公共団体実行計画の達成のため当該都道府県等が行う施策への協力

<地域センターの事業者向けの取組例>

- 全59の地域センターのうち、30程度の地域センターが事業者向けの省エネ診断や環境マネジメント支援などの取組を行っている。具体的な取組例は以下のとおり。
 - 福岡県地域センターでは、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及促進のため、導入セミナーや「エコアクション21」の審査員を講師に招いた勉強会を開催。
 - 群馬県地域センターでは、事業者の温室効果ガス削減のPDCA体制を整備・認定・公表する、県独自の制度である「環境GS（ぐんま・スタンダード）認定制度」の支援を行っている。
 - 北海道地域センターでは、道産カーボンクレジットの創出・流通の促進により事業者の取組を支援するため、法令に基づく報告やCSR活動等でのクレジットの活用等、事業者に対してカーボンオフセットを提案している。